

物価高対応子育て応援手当のご案内

物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援し、子どもの健やかな成長を支援するため、物価高子育て応援手当を支給します。

- **対象児童** 令和7年9月分の児童手当を受給している児童
令和7年10月1日～令和8年3月31日に生まれた児童

- **給付金額** 子ども一人当たり2万円

2月上旬に対象の保護者の方へ案内通知を送付しております。村から児童手当を受給している方は原則申請不要ですが、申請が必要とされる方は、必ず3月31日までに申請書を提出してください。受給資格を満たしている方で、まだ児童手当の手続きを行っていない方は、住民福祉課までご連絡ください。

- **問合せ** 住民福祉課 ☎82-1226

転出届・転入予約はマイナポータルで！

マイナンバーカードを所有している人は、マイナポータルからオンラインで転出届および転入予約（来庁予定の連絡）ができます。詳しくは、デジタル庁ホームページをご覧ください。
※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続きが必要です。

引越し手続きについて | 引越し | マイナポータル

https://myna.go.jp/html/moving_oss.html

- **問合せ** 住民福祉課 ☎82-1226

東秩父村の水道料金と公共浄化槽（村設置浄化槽）使用料の改定について

○水道料金について

10月1日から料金を改正します。事業全体で20%の値上げを行いますが、口径と使用量によって値上げ率が変わってきます。例えば、1か月の水道使用量が少ない（5m³以内）ご家庭等であれば、左記それ以外については、下記の2次元コードから水道料金早見表をお確かめください。

| 口径 | 1か月5m ³ 以内の水道料金 | | | 割合 |
|------|----------------------------|-------|-----|-------|
| | 現行 | 改定後 | 差額 | |
| 13mm | 1,480 | 1,620 | 140 | 9.5% |
| 20mm | 1,540 | 1,900 | 360 | 23.4% |

家庭等であれば、左記それ以外については、下記の2次元コードから水道料金早見表をお確かめください。



○浄化槽使用料について

4月1日から使用料と清掃料を合算し、使用料として定額化した金額を毎月お支払いいただきます。これまで、清掃作業をした実績で清掃料を納付していただきましたが、人槽ごとに清掃料を過去の実績から定額化し、その清掃料を1年間の12か月で分割払いに改正します。そのため、下記表の「平準化の改正後」の「月額使用料」を毎月納付していただくようになります。年に1回の清掃料の一括払いは原則不要になります。

| 期日 | 令和8年3月31日使用分まで | | | 令和8年4月1日使用分から 令和9年3月31日使用分まで | |
|------|----------------|---------|---------|---------------------------------|---------|
| | 現行 | | | 平準化の改正後 | |
| 人槽 | 年額使用料 | 平均清掃料 | 合計 | 月額使用料 | 年間使用料 |
| 5人槽 | 28,364 | 19,718 | 48,082 | 4,000 | 48,000 |
| 7人槽 | 28,364 | 24,768 | 53,132 | 4,420 | 53,040 |
| 10人槽 | 28,364 | 38,151 | 66,515 | 5,540 | 66,480 |
| 25人槽 | 70,909 | 86,005 | 156,914 | 13,070 | 156,840 |
| 40人槽 | 113,455 | 105,453 | 218,908 | 18,240 | 218,880 |
| 50人槽 | 141,819 | 126,215 | 268,034 | 22,330 | 267,960 |

さらに、浄化槽使用料も令和9年4月1日使用分から値上げの料金改定を行います。

※この記事に記載されている金額については、日本円で消費税は含まれておりません。

- **問合せ** 建設課 ☎82-1222